

## はじめに

今日、社会における環境問題の深刻化、複雑・多様化等を背景に、環境教育・環境学習の推進が法的に位置付けられたのは、1993年に制定された環境基本法においてです。大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムや生活様式を変革することなくこのまま継続すると、地球規模の環境破壊が促進され、その結果、生態系に大きな障害がもたらされるという危機感が根底にありました。環境基本法よりも一足早く1992年に施行した川崎市環境基本条例は、基本施策の一つとして、「市民が人間と環境とのかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう、系統的な環境教育等の推進に努めること」と定めています。そして、環境教育・学習を計画的かつ効果的に推進していくためのガイドラインとして、川崎市環境教育・学習基本方針を1995年に策定しています。基本方針は、環境教育・学習の目的及び意義を「私たち人間の生活や生産活動が環境にどのような影響を与えているのか、また、その環境変化が私たち人間にどのような影響を及ぼしているのかなど、人間と環境との相互作用を学び、より良い環境保全と創造のために主体的に行動できる人間を育成すること」として、すべての年齢層の人をその対象としています。環境教育・学習の推進が法律や条例に制度化されて以来、およそ十年が経過し現在に至っていますが、この間、市民、事業者、行政等さまざまな主体による活動が積み重ねられ発展している状況にあります。しかしながら、環境教育・学習の効果はもともと短期間において現れるものではなく、親子それ以上の世代の長い期間を通して徐々にではあっても着実に普及することによって、環境教育・学習の目的とする持続可能な社会の実現が到来するのではないかと思います。このような意味において、当公害研究所は川崎市における環境教育・学習の場の一つとして、1987年から環境教育・学習事業を実施しています。これまでに実施した主なものとしては、「水辺に親しむ親子教室」、「環境科学教室」、「公害研究所施設公開」、「オープンラボ」、「水環境セミナー」等ですが、いずれも次世代を担う若い世代である小・中学生を主な対象として、体験学習を主体とした環境教室、講座を行っています。最近では、2002年度に学校教育課程に「総合的な学習の時間」が導入されたことに伴って、環境に関する学習機会の要望が増大しています。これまでの活動を継続・拡大するとともに、併せてより効果的・効率的な環境教育・学習方法を工夫することが課題となっているところでございます。

本年報は、2002年度の業務概要と試験研究をとりまとめたものです。ご高覧のうえ、ご意見・ご批判をいただければ幸いと存じます。

2003年12月

川崎市公害研究所  
所長 永野 敏